

【東京地裁民事第21部 お知らせ（令和2年6月1日現在）】

東京地裁民事第21部（民事執行センター）の事務の取扱いについては、このたび政府による緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、令和2年6月1日以降、下記のとおり、事務処理を順次再開することと致します。

ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

（不動産関係）

引き続き、緊急性のある事件を優先的に処理いたします。それ以外の事件については、既に受け付けている事件から、順次処理を行います。

なお、期間入札については、8月6日から8月13日までに予定されていたものから実施します。

（債権関係）

引き続き、緊急性のある事件を優先的に処理いたします。それ以外の事件については、既に受け付けている事件から、順次処理を行います。

（財産開示、第三者からの情報取得関係）

引き続き、緊急性のある事件を優先的に処理いたします。それ以外の事件については、既に受け付けている事件から、順次処理を行います。

以上